

公 示 送 達

下記に記載する者に係る書類は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達できないものであることから、地方税法第20条の2の規定に基づき公示します。

なお、この書類は西郷村役場に保管してあるので受領して下さい。

西郷村長 高橋 廣志



記

氏 名	書類の種類	督促状郵送日
鈴木 雄大	督促状	令和8年8月20日
津田 初依	督促状	令和8年8月20日
株式会社 ロダン	督促状	令和8年8月20日
株式会社 エンジェル	督促状	令和8年8月20日

書類を受領しない場合、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を開始した日から起算して7日を経過したときは、送達があったものとみなされます。

以上